

基本方針4. 配偶者等からの暴力（DV）の根絶

（名護市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画）

※「配偶者」にはいわゆる「事実婚」を含みます。「配偶者からの暴力」には、離婚や事実婚の解消後も引き続き暴力を受ける場合も含まれています。また、生活の拠点を同じくする（一緒に住んでいる）交際相手からの暴力や、関係の解消後も続く暴力についても、DV防止法をもとに対処することとなっています。

これらを踏まえて、本計画においては「配偶者等からの暴力」と表現します。

配偶者等からの暴力（DV）を根絶するためには、DV防止・相談支援の周知を通じて、市民一人ひとりがDV問題について知り、被害が疑われる場合は相談窓口にご相談したり警察に通報したりすることが必要です。

（1）DV防止・相談支援の周知

〈現状と課題〉

- ・市民アンケートにおいて、8人に1人（12.5%）が「身近に暴力を受けた当事者がいる」と回答しています。
- ・知っている相談窓口として、「名護市家庭児童相談室」が5割弱（46.1%）と最も多く、次いで「沖縄県警察本部『警察安全相談』」（23.5%）、「沖縄県男女共同参画センター『ているる相談室』」（23.3%）となっています。ただ、そのほかは認知度が低い水準に留まっており、約3人に1人（34.3%）が「すべて知らない」と回答しています。
- ・中学生アンケートの結果から、家族が他の家族に対して暴力をふるったり、暴言を言ったりするのを「目の前で見たり聞いたりしたことがある」生徒が1割弱（6.5%）いることが分かっています。
- ・このような現状を踏まえ、DV防止・相談支援の周知を図り、配偶者からの暴力（DV）の根絶に向けた意識づくりを行っていく必要があります。

【家庭の取組み】

- ・身体的な暴力以外に、どういったことがDVにあたるのかを家庭内で話し合しましょう。
- ・配偶者などからの暴力をはじめ、ハラスメントやストーカー行為などにあつた場合は、一人で悩まずに、関係機関などに相談しましょう。

【地域の取組み】

- ・DVは犯罪であるということを地域住民一人ひとりが認識し、そうした意識を広めていきましょう。

- ・DV問題に関心を持つようにするとともに、被害者をみつけた場合には、プライバシーに配慮しつつ、適切な相談機関等につなぎましょう。
- ・自治会や地域の店舗等は、行政等よりDV防止のための広報資料やポスターの設置依頼があった場合、積極的に協力しましょう。

【名護市の取組み】

No.	事業	事業内容	担当課
63.	暴力防止のための広報啓発活動	・言葉の暴力も含め、配偶者等からの暴力は人権侵害であり、社会的問題であることを広く周知するため、DV防止講演会の開催を図る等、暴力防止のための広報啓発活動を行います。	地域力推進課
64.	相談窓口の周知及びプライバシー配慮の徹底	・個人的問題として暴力の被害が潜在化してしまわないよう、「女性相談」の周知に努めます。なお、女性相談員による相談窓口については、個人のプライバシーに配慮した相談が行えるよう、相談室の継続的確保に努めます。	子育て支援課
65.	通報義務の周知	・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第6条に規定する、配偶者からの暴力の発見者による通報等の努力義務について、名護市ホームページ等を通じて市民への周知に努めます。	地域力推進課
66.	民生委員・児童委員等との連携	・地域住民の身近な相談相手となる民生委員・児童委員と連携を図り、DV被害者の早期発見・対応に努めます。	子育て支援課 社会福祉課

(2) DV被害者支援・保護

配偶者等からの暴力（DV）を根絶するためには、DV被害者支援・保護を通じて、被害がそれ以上継続しないように対処するとともに、加害者が自らの行為を反省し更生することが必要です。

〈現状と課題〉

- ・市民アンケートの結果から、市民の約3人に1人（32.1％）がこれまでになんらかのDVを受けた経験があることが分かっています。
- ・暴力行為としては、「人格を否定するような暴言を受けた」で『あった』の割合が2割強（23.6％）と高くなっています。
- ・男性の7割強（73.0％）が「打ち明けたり、相談したりしたことはない」と回答しているのに対し、女性の場合は4割強（44.4％）となっています。
- ・このような現状を踏まえ、DV被害者支援・保護を図り、配偶者等からの暴力（DV）の根絶に向けた環境整備を進めていく必要があります。

【名護市の取組み】

No.	事業	事業内容	担当課
67.	妊産婦の相談等を通じた把握・対応	・妊産婦が相談しやすいよう個室での相談対応に努めるとともに、引き続き妊娠届出時面接や乳児家庭全戸訪問、乳幼児健診等母子保健事業において、DVや虐待の早期発見・通報に努めます。	健康増進課
68.	庁内及び関係機関との連携による支援	・沖縄県配偶者暴力相談支援センターや他自治体の相談員との連携により、相談者や被害者の心理的負担の軽減を図りつつ適切な支援に努めます。	子育て支援課
69.	相談員の資質向上	・専任の女性相談員の配置を継続するとともに、被害者への適切な支援を行うため、女性相談員の各種研修への参加を促進するなど、資質向上を図ります。	子育て支援課
70.	住民基本台帳事務による被害者保護支援措置	・住民票の写し等が不当に利用されないよう、DV被害者等からの申し出に基づき、住民基本台帳事務における支援措置を行い、加害者からの閲覧申し出及び請求等に対する制限を実施します。	市民課

No.	事業	事業内容	担当課
71.	D V 被害者等の 情報管理の徹底	・住民基本台帳事務における支援措置を実施した被害者について、庁内関係課との情報の共有と居場所を含む被害者の情報管理を徹底します。また、関係課において本人確認を徹底し、二次被害を与えないように配慮します。	関係課
72.	一時保護施設との連携	・一時保護が安全かつ確実に行われるよう、シェルターを確保している北部配偶者暴力相談支援センターや警察との連携のもと、適切な支援に努めるとともに、シェルターの趣旨について周知を図ります。	子育て支援課
73.	D V 加害者更生 相談の周知	・更生保護法人がじゅまる沖縄が実施している「DV加害者更生相談室」の周知に努めます。また、当団体への負担金を通じた支援を継続していきます。	地域力推進課 総務課

参考：DV被害者支援の流れ

